（包括免許の申請書）

第二十条の五　法第二十七条の二の規定により特定無線局の包括免許を受けようとする者は、次に掲げる事項（第三号に掲げる事項にあつては、希望する場合に限る。）を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。

一　特定無線局の包括免許を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　包括免許を受けようとする特定無線局の種別

三　希望する包括免許の有効期間

2　前項の申請書の様式は、別表第一号の二のとおりとする。

（添付書類等）

第二十条の六　法第二十七条の三に規定する書類は、無線局事項書及び工事設計書とし、その様式は別表第二号の四のとおりとする。

2　法第二十七条の三第一項第八号に規定する契約の内容が、既に受けた包括免許に係る契約の内容とその内容が同一である契約に係る包括免許の申請をしようとするものである場合（当該既に受けた包括免許の包括免許人が申請をしようとする場合に限る。）には、その旨及び当該既に受けた包括免許の番号を記載して、当該契約の内容の記載を省略することができる。

3　法第二十七条の三第二項の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　通信の相手方となる人工衛星局の使用可能期間

二　人工衛星局の通信の相手方であつて陸上に開設する移動しない無線局のうち、その人工衛星の位置、姿勢等を制御することを目的とする無線局以外の無線局に関する事項

三　特定無線局に係る通信の制御に関する事項

（特定無線局の再免許の申請）

第二十条の八　特定無線局の再免許を申請しようとするときは、第二十条の五第一項各号に掲げる事項のほか包括免許の番号及び包括免許の年月日を申請書に記載し、総合通信局長に提出して行わなければならない。

2　前項の申請書の様式は、別表第一号の二のとおりとする。

（包括免許の申請書等）

第二十条の五　法第二十七条の三第一項の申請書の様式は、別表第一号の三のとおりとする。

2　法第二十七条の三第一項の規定により前項の申請書に添付する書類は、無線局事項書及び工事設計書とし、その様式は、別表第二号の四のとおりとする。

3　法第二十七条の三第一項第八号に規定する契約の内容は、既に受けた包括免許に係る契約の内容とその内容が同一である契約に係る包括免許の申請をしようとする場合（当該既に受けた包括免許の包括免許人が申請をしようとする場合に限る。）には、その旨及び当該既に受けた包括免許の番号を記載して、当該契約の内容の記載を省略することができる。

（通信の相手方が外国の人工衛星局である場合の記載事項）

第二十条の六　法第二十七条の三第二項の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　通信の相手方となる人工衛星局の使用可能期間

二　人工衛星局の通信の相手方であつて陸上に開設する移動しない無線局のうち、その人工衛星の位置、姿勢等を制御することを目的とする無線局以外の無線局に関する事項

三　特定無線局に係る通信の制御に関する事項

（特定無線局の再免許の申請）

第二十条の八　特定無線局の再免許を申請しようとするときは、再免許申請書に次に掲げる事項（特定無線局（法第二十七条の二第二号に掲げる無線局に係るものに限る。）に係る申請にあつては、次に掲げる事項（第八号に掲げる事項を除く。）及び無線設備を設置しようとする区域）を記載した書類を添えて総合通信局長に提出して行わなければならない。

一　包括免許の番号

二　包括免許の年月日及び有効期間満了の期日

三　継続開設を必要とする理由

四　電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力

五　将来の業務計画等（設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局並びに同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五四五MHzを超え二、七五五MHz以下及び二、五九五MHzを超え二、六四五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）

六　免許の期間における業務の概要（設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局並びに同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下及び二、五九五MHzを超え二、六四五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）

七　申請の際における無線設備の工事設計の内容

八　最大運用数